

平成29年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成29年7月20日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】ただいまより、平成29年度第3回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、よろしくお願いいたします。

まず、本日、差替えの資料を2点机上配付し、差替えをさせていただきました。

資料26の件名が変更になってございます関係で、次第の差替えがございます。それから、もう1つが資料16の参考資料、ホチキス止めになってございますけれども、前回の審議会の資料、それと差替えをお願いしたいということで机上に置かせていただきました。申し訳ございませんが、差替えをお願いいたします。

次に、事前にお送りをした資料、お願いいたします。

まず、事前にお送りしましたのが資料19から資料25まで、それから前回審議会で、今回改めて補足説明をするということを条件にご承認いただきました資料16の關係の資料を事前にお送りさせていただきました。

なお、資料26の案件の資料につきましては、国の方から通知が7月13日に届いたこともございまして、本日机上で配付をさせていただいてございます。また、前回審議会で今回追加で説明をすることになりました資料16についてですけれども、今回新たに説明します資料26と関連する内容でございますので、順番をそれと合わせまして後ろから2番目にさせていただいておりますので、本日は資料19からのご審議になります。

続きまして、簡単に机上に配付した資料も含めまして、資料全体の添付書類の確認をさせていただきます。

まず、資料19でございますけれども、資料19には横になりますが、資料19-1、それから資料19-2、そして参考資料19-1、参考資料19-2が付いてございます。

資料20でございますけれども、資料20には資料20-1と、それから資料20-2が付いてございます。資料21でございますが、こちらには資料21-1が付いてございます。

続きまして、資料22でございますけれども、こちらには資料22-1から資料22-3まで付いてございます。それから資料23でございますけれども、資料23-1-1、それから資料23-1-2、その後資料23-2と資料23-3というものが添付資料で付いてございます。資料24には添付資料はございません。資料25でございますけれども、資料25-1

と、それから26年度に諮問をさせていただいた参考資料25-1、それから参考資料25-2、参考資料25-3、それぞれ添付資料が付いてございます。

その後に付いてございますが、資料16でございますけれども、資料16は補足説明資料になってございまして、補足説明資料16-1-1、補足説明資料16-1-2、それから補足説明資料16-2、同じく補足説明資料16-3というものが付いてございます。

それから、参考資料として本日机上配付させていただいた一式が資料となっております。本日、机上配付をしました資料26でございますけれども、資料26-1から26-4までそれぞれ添付資料がございます。

以上となりますけれども、もし不足のものがございましたら、お声掛けいただければと思います。

また、本日の審議会につきましても件数が多くなってございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

私の方からは以上になります。

【会長】資料の方はよろしゅうございますか。もし不足がありましたら後で、気付いたところで事務局の方へお伝えください。

それでは、審議を進めてまいります。

説明される方は、資料の要点を説明していただいた上で、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それではまず、資料19「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」であります。

それでは、説明をお願いいたします。

【教育指導課長】それでは、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集等について、ご報告いたします。

初めに、本制度について簡単にご説明をいたします。

本制度は、児童・生徒の健全育成のために子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に、警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。個人情報のやりとりの観点から、学校の視点で見て、警察から学校への連絡事案を本人外収集、学校から警察への連絡事案を外部提供と呼んでおります。相互連絡制度の資料といたしまして、参考資料1、こちらに協定書の写し、それから参考資料2といたしましてガイドラインの写しをお示し

いたしました。

本日は、これまで報告をいたしました以降の、平成29年1月から同年5月末までの運用状況についてご報告させていただきます。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から詳細な説明については行うことができないことをご理解いただきますようお願いいたします。

では、資料19-1をご覧ください。警察から学校へ個人情報の提供があった本人外収集について、ご報告いたします。

該当する案件は2件です。この2件は、いずれも指導上連絡が必要と認められる案件となります。内容といたしましては、他地区の商業施設で万引きを行ったという連絡が警察から関係する学校2校に、それぞれにあったというものでございます。いずれもその後、学校から指導があり、その後同様の問題行動は見られないという報告を受けております。

続けて、資料19-2をご覧ください。こちらは該当する案件は1件です。校長が警察へ連絡することが必要と判断したものとなっております。

内容といたしましては、女子中学生から自宅付近で不審な男性につきまといわれているという相談を学校が受け、保護者の了解のもと、安全確保のため警察への情報提供を行ったものでございます。その後、警察の重点的なパトロールもあり、該当生徒から同様の訴えはございません。

事案の詳細については以上とさせていただきます。

以上で、簡単ですが報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】この後の方ですけれども、教育委員会がこれは外部提供をしたのだと思うのですが、警察の方へご家族とかそういうルート、ご家族には言えないから学校の方で代わって通知したということなのか、どういうことなのでしょう。

【教育指導課長】今、ご質問いただいたケースなのですが、学校から警察の方へ相談をしたということです。

【会長】親から相談ではなくて、学校からというのは、どうして学校からになるのかということですか。学校が介入しないといけないケースかどうかということを知っています。はっきりしなければいいのですけれども。

【教育指導課長】内容としましては、学校で相談を受けたということ、こちらの方では確認をしております、その後、保護者と連絡を取る中で本人の安全を確保する必要があるだろうということで、学校から警察の方に情報提供させていただいたという状況でございます。

【会 長】分かりました。他に何かご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、次に資料20「障害者総合支援システムに係る情報項目の追加について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】障害者総合支援システムに係る情報項目の追加について、諮問報告でございます。

めくっていただきまして、事業の概要をご覧ください。障害者福祉課では、各サービスを障害者総合支援システムを使いまして管理しているところです。今回、平成30年4月1日から新たなサービスが加わるという形の中で、それらのことについてもシステムを回収し、情報の一元管理、保守、効率性の向上を図るという形でございます。対象者は1から3までに書いてあります各種サービスの受給者、それから障害者手帳の交付者、各種サービスの受給者や障害者手帳交付者の世帯に属する方という形になります。

創設するサービスは下のところを見ていただきまして、自立生活援助、就労定着支援、補装具の貸与、補装具については現在購入という項目がありまして、それに貸与を追加するという形になります。児童福祉法に基づくサービスでは、居宅訪問型児童発達支援というサービスが加わります。

おめくりいただきまして、障害者総合支援システムに係る情報項目の追加につきましてです。記録される情報の項目は、個人の範囲は支給対象者及びその世帯に属する者、記録するのは情報システム課設置のサーバーという形になります。記録項目は、資料20-2のとおりです。

【会 長】それではお願いします。

【障害者福祉課長】項目する分類名、データという形で並んでおります。「介護・訓練給付等」というところの欄の「住民番号」から始まっている中で、少し太くなっております「支給サービス種類」、ここに自立生活援助、就労支援のサービスというものが追加になります。

その下の段、「補装具」というところでは、やはりちょっと下の辺りの右側の備考に出ていますところ。「支給種別」というところに「補装具費貸与費支給」という形を、「貸与」を追加すると。それから、次の「障害児通所給付費」の中の「児童通所支援」、これも下の方を見ていただいて幅が広がっているところ、「支給サービス種類」というところに、「居宅訪問型児童発達支援のサービス」を追加するというような形になっております。

資料20-1をご覧ください。現在、障害者福祉課でやっているサービスというのは、「現行」

と書いてあるところがそれに当たります。障害福祉サービスは、大きく介護給付費、それから訓練等給付費という形に分かれると。その中の訓練等給付費のところ、右側の改正後の黄色いところを見ていただきまして、ここに「自立生活援助」、それから「就労定着支援」というものが新しく入る形になります。上の四角囲みの一番下のところ、「補装具費購入費支給」というところが、今は購入費支給だけですけれども、その下の黄色いところで、「補装具費貸与費給付」という形で新しく入る形になります。下の小さい囲みのところ、「児童福祉法に基づくサービス」という中で、「居宅訪問型発達支援」という形での新しいサービスが入る形でございます。

前後して済みません。それで、3ページ目のところにまた戻りまして、「新規開発・追加・変更」というところでは、障害福祉サービス等の情報を一元化することで、支給等に関する窓口、電話対応時の正確性、レスポンスの向上、給付費の支払いとそれに伴う統計データ作成事務の効率化及び保守性の向上を図っていくという形になります。「新規開発・追加・変更の内容」としましては、先ほど4つ項目を挙げましたものについて追加されていくという形になります。

次に、開発を委託する場合の個人情報保護の対策です。まず、契約に当たりましては、個人情報保護に関する特記事項を付して事業者に遵守させます。次に、委託先に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させます。3つ目に、実際に実データを使用した検証作業、これは区の職員が実施しまして、委託の業者は必要な支援を行うという形を取ります。4つ目は、個人情報保護委員会の特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づきまして、特定個人情報の保護及びシステムの向上の安全性の措置を徹底いたします。

開発については29年10月から改修を初めまして、30年1月から3月までにテストを実施、30年4月からこのシステムを本格稼働させたいというものです。

次の4ページ目のところですが、システム改修の業務委託につきまして、その委託に当たり保護の対策というところを再度申し上げておきたいと思っております。区と委託先の契約書に別紙、特記事項を付しまして、個人情報の保護及び情報セキュリティに関して必要な措置を講じます。区と委託先の契約については、新宿区の個人情報保護条例の遵守を明記します。区と委託先の契約書に区のデータ等を委託業務以外に使用しないことという形を明記いたします。データのセットアップについては区職員が立ち会い、庁舎内で行うという形を取って、万全を取ってやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

【会 長】 ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。

では、本件は項目を追加するということは諮問事項ですので、これは承認ということにい

たしまして、それから今の業務委託については了承ということで終了いたします。よろしゅうございますか。では、本件はそういうことで終了いたします。

次は、資料21「心身障害者福祉手当等に係る個人番号利用事務における庁内連携情報の追加について」です。それでは、説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】心身障害者福祉手当等に係る個人番号利用事務における庁内連携情報の追加についてでございます。

裏面を見ていただきますと、2番のところです。私どもの方で3つの手当の支給をしております。心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当、特別障害者手当等の支給という形で、区の手当、都の制度、国の制度という形で3つの手当をやってございます。1番の方に戻らせていただきます。この手当の中で一定の障害を持つ方に対して支給している手当、対象者が特定の施設に入所した場合は支給の対象外となります。そういった場合は、家族から喪失の届出という形で受けて行うわけですが、全ての方が出していただけるということがないものですから、住民基本台帳の住所変更と突合しまして、転居しているということが分かった場合は調査をしまして、職権で喪失という形を取っているところでございます。

ただ、住所を置いたまま施設に入られることがございますと、なかなか届けていただかないと分かる機会が少ないというところで、今回、介護保険の施設入所給付認定に係ることについて情報を突合しまして、そういった方についても対応ができるようにするというものでございます。

2番の資料21-1のおりとなっているこの資料21-1の方を見てください。庁内の連携という形では、この3つの手当、住民情報と税情報を使っております。心身障害者福祉手当については生活保護情報と医療のこの2つの情報も関係があるので突合しています。それに加えてこの3つの手当、緑色になっている部分ですね。認定給付情報、こちらの入所の施設名、入所施設の種別、入退所の日といったところの情報を知りたいという形のことです。

戻っていただきまして3番、利用の目的は給付資格の判定の業務に使います。利用する情報は、給付認定情報、手当支給対象外となる施設、下の方に丸で書いてございますこれらの施設に入所し、介護給付費が支払われているものという形になります。

5番、利用の開始時期は29年8月からという形でご了承いただいた上で、作業を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 庁内連携というのは目的外使用と違うということの理解をしているのでしょうか。庁内だからいいというわけではないと思いますけれども、これは目的外利用なのかどうか

というのは、事務局の方でどういうふうにお考えですか。

【区政情報課長】マイナンバー制度が始まる前までは、本来の業務で収集した情報を別の事務で使う場合には、本人同意ですとか、あるいはその法令に、あるいは審議会でお諮りをして目的外として使っていたところなのですが、マイナンバー制度が導入されて、この個人番号利用事務同士に限りましては位置づけが変わりまして、目的外利用ではなく、本来の目的として利用することができるという番号制度になってございます。ただし、新宿区の場合は、新宿ルールとして目的内に位置づけは変わったのですけれども、審議会の方にご報告をした上で利用をしようというルールで、目的内の庁内連携でございまして、ご報告をさせていただくというルールでやらせていただいております。

【会 長】では、ご質問とご意見ございましたら、どうぞ。川村委員。

【川村委員】具体的などころで何件かお伺いしたいのですけれども、実際今のお話の中では、誤払いですか、本来支給してはいけない人に支給してしまっているというところが実際何件くらいあって、金額にすればどれくらいになっているのかということと、あと、今までは突合によって処理していたということですが、この庁内連携情報の追加というところで、どのような事務上の権限なり、そういったものがあるのかお伺いしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】今抱えている件数は十数件という形だったと記憶しています。金額の方が、持ってきていないので、今ここでお答えすることができません。実際、事務が軽減されるかどうかについては、突合せたリストを見てチェックをしますので、職員は同じになります。ただ、間違えて支払っているということが分かった後は、還付していただくための様々な手続きをしなくては行けませんので、そういったことを未然に防ぐことができる形では、事務軽減には繋がっていくと思っているところです。

【会 長】川村委員。

【川村委員】そうすると、誤払いのところがなくなることによって、そういった受給者の方のお金が入ってきて、それを返さなければいけないという問題ですとかそういったものについて、それに係わっているの職員の方の事務が減ると、こういう理解でよろしいわけですね。分かりました。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようですと、これは報告案件ということなのだそうで、了承ということでよろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。

それでは、資料 2 2 『行方不明認知症高齢者等情報共有サイト』への外部結合について」であります。それでは、説明をお願いします。

【高齢者支援課長】事業概要の目的欄をご覧いただきたいと思います。認知症高齢者及び認知症などの疑いのある高齢者が、徘徊等により行方不明になった場合、あるいは身元不明で保護された場合に、事態の早期解決を図ることを目的としてございます。

次に、事業内容のところをご覧ください。東京都では平成 2 2 年から行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムという制度を運営してございます。このシステムでは、東京都は行方不明、身元不明の認知症高齢者等の情報を都内各市町村からファクスやメール、こういう形で受付をして、各市町村にファクスやメール等により情報提供をしている中で、当該情報を一元管理しているものでございます。

新宿区でも現在、この上記内容に呼応して、都に行方不明や身元不明の認知症高齢者の情報を外部提供して、行方不明等の早期解決に努めているところでございます。括弧書きにございますように、平成 2 7 年第 2 回本審議会において外部提供の承認をいただいたところでございます。しかしながら、都は平成 2 7 年 6 月には区市町村関係機関向けの行方不明認知症高齢者等情報提供サイト、これはいわゆるシステムですね。ハード的なシステム。この運用を開始いたしました。ということで今、並行稼働になっているという状態になっています。このサイトでは、都は行方不明・身元不明の認知症高齢者などの情報を、このサイトに加入している各市町村のパソコンからの入力により受付をして、当該区市町村はパソコンによりこのサイトを閲覧しています。こういうシステムが既に稼働をしているという状況で、新宿区は現在このサイトには加入してございません。

しかし、都は平成 2 9 年度には従来のシステム、いわゆる今、新宿区がやっているファクス、メールシステム、これは終了するというので、新しくできた共有サイトに一本化をするという方針を打ち出してございます。

ここで整理をさせていただきますと、要するに現在ではファクスやメールを活用したシステムというよりは仕組みや制度、これを活用して様々な対応をしておりますが、この制度・仕組みがなくなって、新たにハードと一緒にシステムというものができましたので、せっかくできたシステムをこれからは活用していこうといったところが趣旨でございます。

次には中ほどの留意点のところをご覧ください。そうした関係で外部結合で提供する個人情報の項目は、現行の外部提供項目と同一であるということでございます。全く同じ項目ということでもあります。

次に、別紙の方をご覧いただきたいと思います。まず、中ほどにあります外部結合の相手方、これはご説明申し上げたように東京都が作ったシステム、これに外部結合しますので、結合の相手方は東京都ということになります。1つ飛ばしていただいて、外部結合の形態についてはインターネット回線ということで、東京都のサーバーと区のイントラ端末これを接続して入力閲覧を行うという形でございます。

なお、情報保護対策については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【会 長】結合をして見られる人たちは、この保有課である高齢者支援課だけですね。

【高齢者支援課長】ご指摘のとおり入力するのは、高齢者支援課のみでございます。

【会 長】閲覧もね。

【高齢者支援課長】そのとおりでございます。

【会 長】何かご質問かご意見ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】これは結合と書いてあるのですがけれども、今ある例えばデータベースをそのまま転用するのではなくて、個別に入力するという意味ですね。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】個別入力でございます。

【会 長】他にご質問かご意見ございますでしょうか。津吹委員。

【津吹委員】東京都だけではなくて警視庁とはやらないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】システムは東京都が作ったということでございますけれども、近県あるいは警視庁ともこの辺の情報は繋がるという形になっております。したがって、新宿区としては、そういった近県あるいは警視庁にも情報を提供するのか、あるいは東京都だけでいいのか適宜判断をして、必要なところまで情報を提供して、入力をして閲覧していただくということになってございます。

【会 長】津吹委員。

【津吹委員】その場合、それを含まなくてよろしいのでしょうか。外部提供者に対して今、東京都となっていますけれども、それを警視庁ですとか、近隣の他府県というところも入れなくてよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】事業概要の下の方なのですが、外部提供件数のところの上の方のポチの2

つ目です。ここをご覧いただきたいと思います。東京都は都内区市町村宛て及び区からの依頼に応じて、関東6県の市町村、警視庁にも情報を周知するという仕組みになってございます。

【会 長】いずれにしる、こういう情報が広がっていくことを前提にここで審議したほうがよろしいですね。はい、三雲委員。

【三雲委員】そうすると、この平成27年第2回の審議会承認の際には、その情報が提供先として警察も含んでこれは承認を取ったという理解でよろしいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】システムの中身自体は一緒なので、同じく近県、警視庁も対象ということです。ただ、繰り返しになるのですけれども、どこまで情報を提供するかは、私どもの方で適宜判断をして提供しているということでした。

【会 長】2ページ一番下のところに件数が書いてあるのですよね。今まで東京都へ提供した情報が警視庁には当然届くのではないかと思うのですが、関東6県まで広がって情報提供されているとか、あるいはよそから関東6県から新宿区の方へ何かそういう情報が来たと、そういうことはあるのですか。ご説明ください。

【高齢者支援課長】この3年間については、基本的には東京都の中だったのかなと記憶をしています。それで、実際ご覧のとおり件数的にはそんなに多くないのですよね。何でこんなに多くないのだろうということなのですけれども、一方、警視庁の方から行方不明の一報等が入ると、結構もうその日の半日くらいのうちに、ほとんど地元の警察の方で保護していただけていて、翌日になっても見つからないということに限って、こういう形を取っているという状況もございます。

【会 長】分かりました。何か。三雲委員。

【三雲委員】ご質問なのですが、今回外部結合ということなのですけれども、情報の外部提供の方で警察が対象になっていなければ、外部結合したときに外部提供できないことになってしまうと思うのですよね。そこはご確認いただいた上で、入っていないのであれば、改めてこれは入れなければならないと思うのですが、それはいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】お手元に27年のときの資料がないので口頭になりますけれども、その際に、東京都及び都内区市町村、東京都と合意をしている都道府県ということでご報告をさせていただいているのですけれども、この中に文言として「警察」というような文字がこの資料にはないので、ちょっとその辺は、例えば外部提供の先として、最終的に警察の方にもあるというこ

とについては、今この場でご報告をさせていただいて。前回の27年の際には、もちろん東京都を通じて他の機関にということではあったと思うのですけれども、「警察」という文言については入ってございませんでしたので、その辺はこちらで改めてご報告をさせていただきたいと思います。

【会 長】本件はここに先ほど指摘のあった関東6県の市町村並びに警視庁にも情報を周知すると書いてあるのですけれども、新宿区が直接関東6県とか警視庁に連絡するのではなくて、このシステムに連絡すれば、東京都の方で必要ならそっちへ連絡するという理解でよろしいのでしょうか。ご説明ください。

【高齢者支援課長】新宿区の方から東京都に情報を提供する際に、どこまで提供してくださいということで指定をします。したがって、東京都だけで結構ですということであればその範囲にとどまるということで、イニシアチブは新宿区が持っているということでございます。

【会 長】東京都といったって、警視庁を使わないと。東京都のいわゆる事務職員の人が知ったってどうしようもないでしょう。警視庁が東京都に当然入るのでしょうか。ご説明ください。

【高齢者支援課長】今の外部提供のシステムについても警視庁が閲覧できるという形になっておりまして、今後も閲覧はできるということになっています。一方で、私どもの方に行方不明等の情報をいただく、要するに情報を提供していただく方も、警察というパターンが非常に多いので、実際的にはその警察の方から我々は連絡をいただいて、広域的な準備をしているうちに、その提供をいただいた警察から連絡があって、見つかりましたというパターンが非常に多いと。その結果、あの件数としては非常に少ないということでございます。

【会 長】いずれにしろ、これは東京都ですから警視庁ですけれども、警視庁と連絡を絶ってではちょっとできない仕事ですよ。だから、本件を今から採決しますけれども、当然この関東6県の市町村、警視庁にも情報を周知するというのは分かりませんが、情報が提供されることを前提に諮問、賛否を取ります。よろしいですね。

それでは、もうご質問、ご意見はよろしゅうございますか。では、この件について反対という方はいらっしゃったら挙手でもしていただいて。なければ承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料23「社会保障・税番号制度の導入等に伴う国民年金情報システムの改修について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】それでは、ご説明いたします。件名、社会保障・税番号制度の導入等に伴う国民年金情報システムの改修についてでございますが、資料23、2ページをご覧ください

い。事業の概要でございます。目的の欄に書いてございますけれども、国民年金の事務に関しましては、個人番号の利用が可能になったということでございまして、これに伴いまして区と年金事務所との間でやりとりをする連絡の内容が、従来は紙媒体を使っておったのですけれども、この個人番号の施行に伴いまして電子化をするということで、これが平成30年3月から実施したいということで国の方から通知がありました。これに伴いまして新宿区の国民年金を処理するシステムを改修するというものでございます。

内容につきましては、恐れ入ります、資料23-1-1をご覧ください。こちらのカラーの紙でございます。こちらは現行の業務フローになっております。まず新宿区が1号被保険者の方から様々な届出をお受けいたしまして、それについてオンライン入力等を行って処理をするところです。ここに「国民年金情報DB」というものがあります。これが新宿区の国民年金情報処理システムということで、庁内のホストシステムで運営しておりまして、管理については全て区の職員が運用管理しているシステムでございます。こちらの方からデータ等を収集しまして、届出書の出力を行いまして、現在はその紙を年金事務所に送付するという形で処理をしているところでございます。

続きまして、資料23-1-2をご覧ください。次のページでございます。こちらは、電子化後の今回の改修に伴って実施する内容ということでございます。同じように届出を受けましたら、オンライン入力等をして新宿区のシステムの方にデータベースの更新を行います。その後、この内容についてオンライン出力、または週バッチの出力でDVDに内容を記録するということでございます。このDVDに内容を記録するために出力するための改修を行うということでございます。このDVDに内容を記録するのですけれども、その際に、併せまして住民情報オンラインシステムの方から個人番号を取得しまして、それをDVDの中に結合するという形です。

したがいまして、この個人情報番号については、現在の区のシステムの中で個人番号を処理するということではなくて、外部から別の住民情報オンラインシステムの方から個人番号を取得して、DVDを作成するということでございます。このDVDを作成しますと、それを書留にて年金事務所の方に郵送をいたしまして、年金事務所の方で必要な処理を行うということでございます。この処理結果についても、また別のDVDで処理結果について区の方に情報提供されるということで、その情報に基づきまして、新宿区のデータベースを書き換えると、そのような流れになってくるということでございます。

それでは、3ページの方にお戻りください。3段目に書いてあります「記録される情報項目」

でございます。個人の範囲は、新宿区に住民登録のある国民年金の強制加入被保険者と任意加入被保険者ということでございます。

記録項目については、資料23-2に表示しております。この情報を扱うというところでございます。

システムの改修については、電子媒体、DVDにデータを記録するための出力の処理等をするための改修ということでございまして、開発等に当たりましては区の職員が実際直接当たりますので、業務委託等は実施しないところでございます。

今後の予定でございます。この審議会終了後、承認いただきましたらシステム改修に着手し、30年1月にテストを開始、検討をするということ、30年3月から本格稼働ということでございます。

なお、このテストにつきましては、実際のデータではなくてダミーデータを使いまして、年金事務所との間でテストを実施するというところでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】資料23-1-2という電子媒体化、今度新しくなる制度のことですけれども、個人番号を右側の住民情報オンラインシステムから取ってこないと個人番号は分からないのですか。中ほどの上の方に住民情報オンラインシステム、これは新宿区内のシステムだと思うのですが、そういうものではなくて、この番号を取ってくるだけのために、この住民情報オンラインシステムを使うのですか。ご説明ください。

【医療保険年金課長】上の方に、住民記録を参照するための住民情報オンラインシステム、これは同じシステムなのですけれども、国民年金の処理としては、まず住民記録を参照して、そこで資格の確認をするという処理をしまして、その後、個人番号については個別にデータを結合するために参照するというところで、ちょっと2段階の表示になっているのですけれども、同じシステムでございます。住民情報オンラインシステムと同じシステムから、個人番号を取得するというところでございます。

【会 長】同じものですね、上と。

【医療保険年金課長】はい。

【会 長】それとこの今どきDVDで、こういうデータのやりとりというのは、何かかえって珍しいというか、時代がさかのぼっているのかなど。これは何でDVDでないといけないのですか。今の時代は電子送信みたいなものがあるのではないですか。どういうことですか。これは向こうから決められて、DVDで持ってこいと言われたからしょうがない、そうやるだけ

ですか。

【医療保険年金課長】国民年金事務所の方から指定されたものです。ただ、推測ですが、オンラインでやるよりは安全確実ということもあるのだと思うのです。あと実際に処理する際に、一括して週なら週でまとめて処理をするというところで、この方が利用勝手がいいというようなことも判断されたのかなと思っております。

【会 長】指定を受けてそれに従っている。

【医療保険年金課長】そういうことです。

【会 長】何かご質問かご意見ありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】まず、この「DVD A」というものには、この資料23-2に書かれているこの情報を記録していくということなのですね。そのときに、住民番号をキーとして個人番号を収録というのは、これはどういう意味ですか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】住民番号というのは、もともと国民年金の事業として必要な情報として取得しているのですけれども、それと住民情報オンラインシステムにある住民番号をキーにして、その人のマイナンバーを収録するという処理をするということなのです。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】これはDVDには資料23-2に書かれている資格情報プラス、その方の個人番号がひもづいた形で記録されているということによろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】そういうことでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】こういったDVDを送られて、年金機構では一定の情報処理を行って、変更部分を反映してくれると。反映した結果が今度「DVD B」というものに記録されて、それが区の方に送られてくるとそういうことですね。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】ここの説明の中で、「DVD B」の方は、年金機構側の事務処理ということで、これは下に書いてあるのですが、年金機構、年金事務所による届出受理、それから年金資格の異動処理と、これは年金事務所で行った処理についての結果報告をこのDVDでいただくということになっております。したがって、区で受けたものと年金事務所、あるいは年金機構で受けて処理したものと別の内容になるということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】この「DVD B」には、個人番号が記載されているわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】記載されています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】資料23-2の資格情報に加えて、個人番号というものが一緒に記録されている、その理由というか目的というか、それはどういうことなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】これは年金の処理の中で個人番号を使う場合というのが、基本的には年金については基礎年金番号で個人を特定するのですけれども、ただ、届出者、被保険者の方の例えば住民票だとか、戸籍関係の書類の添付を省略する際に、マイナンバーを参照してするというので、申請者の負担軽減等に資するというのでございます。ちなみに年金機構と年金事務所から来ます「DVD B」の方にある個人番号について、区の方でこれを年金のシステムの中で保有するというのではなくて、あくまで年金のシステムの中はこの年金の処理に必要な異動情報を取得するというのでございまして、個人番号そのものは直接もうDVDの中だけにしか残っていないという形で、これは処理が終わりましたら廃棄するという処理になります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】この「DVD A」の方に個人番号が入っている理由というものは、これは年金機構において本来であれば添付しなければいけない書類であるところの住民票であるとか、そういった書類等の添付を省略することがまず目的であるということは分かりました。

次に、「DVD B」の方に、個人番号が入っている目的というか理由がちょっとまだよく分からなかったのですけれども、この資料23-1-2の下の方に、「DVD内の個人番号により住民番号を割り出し、住基情報を国民年金情報システムで利用」、これはどういうことなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】これは個人番号をキーにして、住民情報オンラインシステムにあるデータとその個人を特定しまして、必要な変更等の記録を入力していくというのでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると「DVD B」の方には変更された年金に関する情報が書かれていて、

これはどの方の情報に当たるかについて、多分その情報自体にも書かれているはずなのだけでも、念のため個人番号も使って特定を確実にする、そういうシステムなのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】そういうことです。

【会 長】よろしいでしょうか。他に質問かご意見ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】これはDVDで一度にやりとりする情報の量というのはどれくらいなのかということ。例えばデータベースの差分だけやりとりをするのか、その辺というのはどうなっていますか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】差分ということで週大体700件くらいの項目でございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】おそらくDVDが2枚別のものがこの1回の処理で出てくるという認識ですよね。このDVDって、ちょっと本筋と外れてしまうかもしれませんが、どういうふうに廃棄しているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】これはシュレッターで廃棄するということです。

【会 長】他にご質問かご意見ございますでしょうか。川村委員。

【川村委員】マイナンバーは、私ども反対していますので、賛否ということでは賛成できません。

【会 長】問題があるということで反対。一部に反対ということで、あとの方はよろしゅうございますか。

では、承認ということで。本件は承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料24「各種がん検診未受診者に対する受診再勧奨通知作成及び印字に係る業務の委託について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【健康づくり課長】本日報告させていただきますのが、各種がん検診未受診者に対する受診再勧奨通知の作成及び印字に係る業務の委託の対象年齢の拡大についてでございます。

資料の2ページ目、事業の概要を記載しております。この事業の目的でございますが、記載のとおりがん検診受診率向上のためでございます。再勧奨の対象者となりますのは、年度当初にがん検診の受診票を送付いたしました区民のうち、一定期間後未受診の方でございます。事業内容に記載のとおり、年度当初にがん検診の受診勧奨としてがん検診票を送付しております

が、一定期間が経過しても未受診の方に対して年度途中で改めて勧奨の通知を送りますので、再勧奨ということになります。昨年度よりこの再勧奨通知の圧着はがきへの印刷を業務委託で行っております。今年度は対象年齢を拡大いたしますのでご報告させていただくものでございます。

事業の概要としましては、入札により決定した事業者に対して、対象者の住所、氏名、整理番号、この整理番号はこの事業における対象者の方を郵便番号順に付番するものでございます。あくまでこの事業のために使う番号でございます。これらを電磁的媒体にて提供いたしまして、圧着はがきの作成・加工、対象者の住所、氏名、整理番号及び住所のカスタマーバーコードの印字を委託するものでございます。

平成28年度は比較的若い年代や働き盛りの世代で罹患率の高い子宮頸がん及び乳がん検診において実施しました。その際、昨年度のご報告の際には、平成29年度以降は胃がん、大腸がん及び肺がん検診の未受診者についても拡充し、事業を継続する予定である旨ご説明申し上げ、ご了承を得ておりました。その後、国の方の動きもございまして、受診率の向上にこの勧奨、再勧奨は効果が大きいということで対象年齢の拡充ということが言われまして、効果的な手法を用いながらこの再勧奨を実施し、受診率の向上を図る必要がありますので、新宿区におきましても今年度から再勧奨の対象年齢を69歳に引き上げることといたしました。業務の委託内容自体に変更はございません。

なお、この情報保護対策といたしましては、資料の3ページ目の下の方に、「委託にあたり区が行う情報保護対策」、「受託事業者に行わせる事業保護対策」を記載しておりますが、これも昨年度と同様でございます。

なお、本事業は次年度以降も継続して実施する予定でございまして、子宮頸がんは20歳から69歳まで、胃がん、大腸がん、肺がん及び乳がんにつきましては40歳から69歳までの間で、実施年度ごとにどのような対象者に、どのような案内を送付するか、効果的な再勧奨方法となるような対象者再勧奨の内容を適切に選択しながら実施していく予定でございます。

【会長】ご質問かご意見ございますでしょうか。金澤委員。

【金澤委員】新宿区では子宮頸がん及び乳がん検診の受診率も全国の中で非常に低くて、なおかつ死亡率も高いということが、ここ数年ずっと言われていまして、何回か私、いろいろな場面で不思議だなと思って質問させていただいているのですけれども、被用者保険で受けることがありますね。夫の扶養者で夫の保険でということもありますし、自分自身が働いて、自分の健康保険の方で会社とか職場で受けている。私自身がそうなのですから、相変わらず送っ

てきてくれて、区から。要するにそれで受けた人の数値は反映されていないのですよ。それで永遠に未受診率が高いままで、なおかつ今回、受診率を上げるために年齢も上げましょうと。もし、今回のように再びあなたは受けていないけれども、受けましょうよという再勧告のはがきを送るのであれば、なぜ受けないのかとか、ちゃんと職場で受けましたよというコールバックがあれば、その通知は反映されるわけですから、そこを無視して大勢の人に送るから大変だから、どこかに書いてありますよね。3ページ目の真ん中に「10万人と大量の発送であるため、区職員による対応では、他の業務に支障を生ずる」なんて言われてしまうと、もうちょっと無駄を排しているいろいろな意味で、いろいろな視点で効率よく考えていただいたほうがいいのではないかなと思います。だから、受診率を上げるためにも、無駄を排するためにも、もう一回送るのであればちゃんと受けましたよというバックが取れる、そして受診率に反映できるシステムにしていただければなと思いますので、いかがでしょうか。

【会長】 ご説明ください。

【健康づくり課長】 まず受診率の分母、分子の捉え方についてのご指摘になるかと思えます。がん検診につきましては、ご指摘ありましたように自治体が行うがん検診以外にも職場や、あるいは自主的に人間ドック等を受けていらっしゃる方もいると。そういう方の受診状況がどういふふうに把握されるのかということですが、これは職域につきましては報告制度がないと、労働安全衛生法などに基づいて行われているわけではなく、どちらかという企業福利厚生のような形で行われておりますので、そういった職域、あるいは被扶養者として受けている検診については、公式には把握する方法がないところが現状でございます。

自治体のがん検診の受診率でございますが、あくまでも分子は自治体が行ったがん検診ということになりますので、仮に外で受けていらっしゃるというご報告をいただいても、がん検診に関してですけれども、特定健診では人間ドック等のデータを把握して、みなし受診という考え方がございますが、がん検診にはそのような考え方はないために、分子はあくまでも自治体が行った検診ということでございますので、その問題もあります。

一方で、分母の方に外で受けていらっしゃる方はどうなのかという疑問が当然あるわけなのですが、これは実は全国的にも国の方の検討の中で問題視されているところでございまして、今は行われているのは職域等で受診機会のある方を分母から除く形で計算するというようなことが、現実的な対応ということになっております。ただ、それは新宿区の実際の住民の方の率に合わせて設定された率としてそれを基礎的な数値を持つことは難しいので、東京都の方で特別区においては自治体が行う検診の対象者となる割合というのを、がん検診の種類ごと

に示されておりまして、分母にその割合を60%ですとか、50%ですとか、そういうふう
に掛けることによって行っておりますので、そういった調整を行った上で、各区横並びで比較し
ているところでございます。

ただ、新宿区民の場合ですと自治体の検診以外に受けていらっしゃる方が相当多いなという
印象がございますので、そういった意味ではこうした再勧奨が、外で受けていらっしゃる方に
も届いてしまうということは確かに無駄な面はあるというのは、問題としては認識している
ところでございますけれども、正確にそこを受診していらっしゃるというところの情報を区で把
握することが、今、正確に把握することは困難ではあるので……。

【会 長】まあ、大体いいのではないですか。もうちょっと要領よくまとめてください。

【健康づくり課長】ご指摘に沿って改善できるところは今後検討をしていきたいと思いま
すので、今後の課題と受けとめさせていただきます。申し訳ありませんでした。

【会 長】金澤委員、何か追加のご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。では、今
意見として聞いていただいたということにしまして、他にご質問かご意見ございますでしょ
うか。坂本委員。

【坂本委員】なぜ新宿区の検診を受けないかというのは、私は人間ドックを受けています。も
う後期高齢者ですから、年齢はこれに全然入らないのですけれども。それというのが人間ド
ックの検診ともちろん新宿区の検診の検査の内容があまりにおそまつではないかと。それだけ
に家族の話で恐縮なのですが、私どもは両方受けるのは、ドックで受けているのだったら区
の方はやることないよ、という感じで受けました。そのくらい調べる内容が、血液の検査を
したのですけれども、ずっと項目がいっぱいあるのですね。区の方はわずかなのです。わ
ずかとか、それで区以外のところで受けるという方が多くあるのではないかと。会社で
やるのとそういう自分で人間ドックでやるのももちろんいろいろありますでしょうけれど
も、その違い。区がもうちょっと充実していたら、それは医療機関にそのように限定さ
れていれば別ですけれども、いつも私はこの辺が疑問に思います。区でやるのはあまり
関心がないなということ、無駄な費用だなという感じでした。これは私の感じたこと
なので、大変恐縮ですがそんな気もしております。

【会 長】何か今の点についてご説明していただくことがありましたら、お願いします。

【健康づくり課長】自治体が公費で行う検診につきましては、様々なガイドライン等が
ございまして、区としても一定の根拠に基づいて行っているところでございます。ただ、
人間ドック等でより充実した検診を受けたいという方が選択されるということは、それはあ
ってもいいこ

とだと考えておりますので、そういった方に重ねて区の検診を受けてくださいという趣旨ではございませんので、そこは周知の中でしっかりとお伝えし、ご指摘の無駄が生じないようにということとはしっかりと考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

【会 長】では、ご意見としてそういうことにします。他にご質問かご意見ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】これは電磁的媒体でやりとりをするということでコンピュータを使う話だと思うのですが、はがきの作成とか印刷ということは、多分インターネット、ネットワークとは関係ない案件だと思うのですが、それは関係ないということですか。

この対策のところを見ても、もし関係なければネットワークと接続しないとか、その辺があってもいいのかなとちょっと思ったのですが、あとマルウェア対策とか他のところには書いてあったりするので、ここにはなかったのですが、その辺の状況というのはどうなっているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】ご指摘のとおり、この業務はあくまではがきの印刷のためにだけ使いますので、外部のネットワークとの接続等は基本的にはございません。そういった意味では電磁的媒体でデータを提供して、その業務は事業者の方で完結する。媒体はCDに焼いた形でお渡ししており、また必要がなくなったらそれを廃棄することを確認した上でという対応にしております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】はい、分かりました。これまでも若干気になっていたことではあるのですが、この電磁的媒体という表現というのは非常に分かりづらくて、CDとかネットワークでやりとりするとか、それがあつたほうがこの議論がしやすいのかなと思うので、その辺事務局の方で改善できたら、今後分かりやすく。書いてある場合もあるのですが、よろしくお願いします。

【会 長】では、事務局の方で今後指導をしていただきます。よろしくお願いします。

他に何かご質問、ご意見。三雲委員。

【三雲委員】この委託先ですけれども、今は未定になっていて今後入札で決めると。どういう事業者を想定されているのかということと、再委託ということはあり得るのであろうか。その点について教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】まず、この事業においては再委託はない性格のものでございます。また、

事業者については、委託先の※印のところにありますプライバシーマークの取得をまず前提としており、その上で事業者には契約に至る特記事項を付し、記載のとおり的情報保護対策を行いまして、どのような事業者かというところですが、圧着はがきを実際にこういった業務でできるところは、それなりの技術が高い事業者なので、現実的にはかなりこういった対策は可能な事業者を予定しております。

また、現在の業者ですけれども、こうした圧着はがきの印刷の技術を持っている会社、印刷業者でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そこがちょっと聞きたかったものなので、他に情報を使うような余地のあるような会社、情報を扱うだけだったら困るなどと思って。単純な印刷会社ということであって、単純作業的な部分を担うということであれば特に問題ないかと。

【会 長】他にご質問かご意見ございますでしょうか。

それでは、本件は報告事項ですので、了承ということで終了しますけれども、よろしゅうございます。では、了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

続きまして、資料25「新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの設置について」です。それでは説明をお願いします。

【教育指導課長】初めに、新宿区教育委員会では平成27年度から29年度の3年間で全区立小学校の通学路に防犯カメラの設置をただいま進めているところでございます。今年度の実施が最終年度になるものでございます。今回、ご報告させていただきますのは2年目に行いました、昨年度に設置をしたものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の2ページをご覧ください。事業の概要でございます。事業名と担当課は記載のとおりです。目的といたしましては、区立小学校の通学路に防犯カメラを設置することで、児童のより一層の安全を確保するものでございます。対象者は区立小学校の児童及び通学路を利用する者でございます。

事業の内容ですが、平成26年度第8回本審議会におきまして、既にご了承をいただいているものでございますが、運用要綱上、新たに防犯カメラを設置する際には、本審議会に報告をすることとしておりますことから、今回ご報告申し上げるものでございます。

今回の設置をする場所ですが、表組の中、右側の欄になりますが、平成28年度に行った牛込仲之小学校他8校の通学路で、設置をした台数は合計で53台となっております。設置を行った期間は平成29年2月2日から3月15日までの間でございます。資料といたしまして、

今回設置をした防犯カメラの設置場所一覧、右上のところに資料25-1という表記をさせていただいておりますが、この設置場所一覧と小学校ごとに設置場所を記した図面をおつけしておりますので、こちらの方もご覧いただきたいと思います。

また、この図面の一番最後になりますが、本審議会諮問報告事項、これが平成26年度にご承認いただきました本人外収集及び外部提供に関する諮問内容を一応お付けしておりますので、こちらの方もご参考までにご覧いただければと思っております。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 それでは、何かご質問かご意見ありましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。なければ報告事項ということで了承することよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料16「子ども・子育て支援業務等における各種申請手続に係る電子申請サービス等の導入及び情報提供ネットワークの運用開始について」であります。前回の本審議会で今回改めて説明することを条件に承認をした案件でございます。4点ありますけれども、その補足説明をお願いしたいと思っております。

では、説明に入りましょう。お願いします。

【総合政策部特命担当副参事】 それでは、子ども・子育て支援業務等における各種申請手続に係る電子申請サービス等の導入及び情報提供ネットワークの運用開始について、補足説明をさせていただきます。

前回の本審議会におきまして、主にマイナポータルにつきまして説明が足りず大変申し訳ございませんでした。前回の本審議会におきまして、マイナポータルの機能、また電子申請やお知らせ機能の流れ等につきまして、補足説明が必要だということございましたので、その点を中心にご説明をさせていただければと思っております。

それでは、資料16の補足説明資料をご覧いただければと思います。こちらの資料でございます。それでは、マイナポータルにつきましてご説明させていただきます。

マイナポータルとは、政府、国が運営いたしますオンラインサービスのことでございます。マイナポータルにつきましては、自己情報表示また情報提供等記録表示等の様々なサービスがマイナポータルにおいて利用可能になるものでございます。各個人の方々は、マイナンバーカードを用いまして、パソコンからマイナポータルのサイトにログインをして利用できるということになりますが、イメージ的には、マイナポータルのホームページに入ってくださいと、ID、そしてパスワードを入力していただきまして、マイナンバーカードによって個人認証を

していただきます。そのような形の手続を踏んでいただきますと、それぞれ個人のマイナポータル 사이트ですね。例えばAさんのマイナポータル 사이트、Bさんの 사이트 というような形で各個人のマイナポータル 사이트의画面が表示されて、ログインをして利用できるというように、それぞれ各個人のポータル 사이트 というような形で、そのものがマイナポータルというものでございます。

主なマイナポータルの機能でございます。マイナポータルの方では、まず1つ目といたしまして、自己情報表示というものがございます。自己情報表示というものは、区などの行政機関が保有する自分の住民基本台帳や税情報などの特定個人情報 をマイナポータルの画面で確認することができるというものが1つ目の機能でございます。

2つ目といたしまして、情報提供等記録の表示でございます。例えば児童手当事務において他自治体の税情報が必要な場合に、他の自治体に情報連携を行い、税情報を取得するということとなりますが、このような行政機関の間で行った情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携を行った履歴、こういったものをマイナポータル上で確認することができるようになります。

3つ目といたしまして、電子申請の機能がございます。電子申請の機能につきましては児童手当などの子育てに関する電子申請が行えるようになるものでございます。こちらにつきましては、表の方を作りまして、分かりやすいような形にさせていただきましたので、まずはこちら補足資料16-1-1、こちらの方をご覧いただきたいと思っております。

まず、電子申請というものを行うに当たりましては、マイナポータルにログインする必要があるのですが、まず区民の方々につきましてはマイナポータルのホームページ上からID、パスワードを入力していただくとともに、マイナンバーカードに搭載された電子証明書による個人認証を行いまして、マイナポータルにログインをしていただく必要がございます。なお、個人認証につきましてはカードリーダーによって読み取りを行うというものでございます。

そういたしますと、それぞれ個人のマイナポータルのページが表示されるということになります。その後、マイナポータルのそれぞれのページの中に電子申請を行うというところがございますので、児童手当などの電子申請を行う種類を選択していただきます。

そういたしますと、東京電子自治体共同運営協議会共同運営センターの児童手当など電子申請のページに遷移します。その後、東京電子自治体共同運営協議会共同運営センター、この電子申請のページに飛ぶこととなりますが、そのセンターのページにおいてパソコンの画面を見ながら児童手当などの申請内容を入力するという作業をいたします。その後、申請作業を入

力した後、「申請をする」というボタンをクリックしていただきますと、新宿区に申請データが届きまして、新宿区で確認する形になります。

なお、情報セキュリティの問題になりますが、まずは区民の方がマイナポータル画面に入力するときにつきましては、通信が暗号化された形で、入力した内容が通信暗号化されてマイナポータルに届く形で、セキュリティを保つということでございます。また、マイナポータルから東京電子自治体共同運営協議会共同運営センターの電子申請のページへ飛ぶ場合につきましても、通信暗号化されて情報が届く形でセキュリティを保つということでございます。また、東京電子自治体共同運営協議会共同運営センターから新宿区に電子申請を送るときにつきましては、L GWAN回線という専用線を使った形で情報を送る形でございますので、こういった形で情報セキュリティを保つ形になっております。

なお、マイナポータルにおいて電子申請が始まった場合におきましても、既存の窓口における申請、こういったものはなくなるものではございません。また、今、行われている電子申請、これにつきましてもなくなるということではございません。今回マイナポータルが新たに始まることによって、新たにこのマイナポータル画面からも電子申請が可能という形になりますので、申請手段が増えるということで区民の利便性の向上に繋がるというものでございます。

補足資料16-1-2というものがございますので、こちらを簡単に説明させていただきます。

こちらの資料16-1-2につきましては、今、行われている電子申請の流れを表にしたものでございます。今、行われている電子申請につきましては、区民の方々が直接東京電子自治体共同運営協議会共同運営センターにID、パスワードを入力し、住基カードに搭載されている電子証明書による個人認証を行ってログインする形で、センターのページに直接入っていただく形になります。そして、このセンターのページの中で電子申請を行う種類を選択しまして、パソコンを見ながら電子申請内容を入力していただきまして送信すると、L GWAN回線を通して新宿区にデータが送付される流れとなっております。こちらは今の電子申請の流れというものを簡単に参考までに説明させていただいたものでございます。

もう一度資料16の補足説明資料の方にお戻りいただければと思います。

続きまして、(4)のお知らせ・アンケート機能についてご説明させていただきます。

お知らせ・アンケート機能につきましては、区などの行政機関から配信される児童手当などの子育てに関するお知らせを区が発信をいたしまして、マイナポータルにおいて確認することができるという機能でございます。こちらにつきましても、表を準備させていただきましたの

で、補足説明資料16-2をご覧くださいければと思います。

こちらのお知らせの機能につきましては、まず右側になります。新宿区がマイナポータル利用者に対しまして、児童手当などの子育てに関するお知らせをまず送信する形になります。そういたしますと、LGWANの専用線、また情報提供ネットワークからマイナポータルの専用線、こういったものを通じまして、マイナポータル利用者へ情報が送信される形になります。その後、区民の方々がID、パスワード、そしてマイナンバーカードの認証をいたしまして、マイナポータルの各個人のページに入っていただきますと、この各個人の画面で区からのお知らせが確認できるというものでございます。お知らせの説明については以上でございます。

最後に、資料16の補足説明資料にお戻りいただければと思います。

スケジュールの方でございますが、7月18日にマイナポータルの試行運用が開始したところでございます。区民にホームページ等で周知ということでございます。その後、25日に「広報しんじゅく」により区民の方々へ周知をさせていただくというところでございます。その後、秋頃に本格運用が開始されるという予定となっております。

資料の説明は以上でございますが、前回、伊藤委員から区民用のマイナポータルでカードリーダーの質問がございました。調べてみたところ、カードリーダーにつきましてはカードを差し込むというような形のものでございました。伊藤委員のご指摘があったカードの忘れ、こういったものが当然懸念のある形態のものでございましたので、この辺につきましては、カードの忘れが生じないように画面のところで注意するとか、いろいろなところで注意喚起をしてカードの忘れ物をしないような形で徹底してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、情報セキュリティの内容につきましては、情報システム課長の方から補足させていただきます。

【会 長】 どうぞ。

【情報システム課長】 前回、三雲委員の方からご質問がございました。お知らせがどのように繋がっていくのか、どうやってマイナポータルに繋がっているのか、その通信回線はどのようなものなのかというような内容だったと思われまます。そこについてお答えいたします。

資料16-3でございますけれども、新たにご用意をさせていただきました。前回お示ししたものでは誤解が生じたようですので、分かりやすく作らせていただきました。その中でも書いてございますけれども、一番右側のところで新宿区で枠で括弧である中の「お知らせ・アンケート」、こちらについては専用線を介しまして、LGWANを通してJ-LISの中の新宿区の自治体中間サーバーの「お知らせ・アンケート」のところに入ると。それが情報提供ネット

ワークを通じて、それから専用線を通してマイナポータルに繋がるというような図でございます。これはマイナポータルというものがJ-LISの内部の専用線で繋がっておりますので、セキュリティの面については全く心配することがないという状況でございます。

それから、もう1点、中間サーバーと各業務システムとの関係ということで、鍋島委員からご質問があったことにお答えいたします。中間サーバーに置く区民の情報項目の元となる保有システムが、前回資料10の標準レイアウト一覧にある児童福祉総合システム、介護保険情報システム等となっているけれども、外部の中間サーバーと各システムが繋がってしまっているのではないかとご質問でございました。他の自治体の中間サーバー、それから新宿区の中間サーバーというのは、情報連携という意味では繋がっておりますが、各自治体の個別システムとの連携は全くございません。マイナポータルから自治体の個別システムには行けないということを念頭に各システムごとに、それぞれ厳密な制御を行っておりますので、職員としましても限られた職員しかアクセスができない、また限られたデータしか取扱えないと、セキュリティについては万全を期している状況でございます。以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】前回の分からなかった部分について、図を新たに作っていただいて、分かりやすくしていただいてありがとうございました。J-LISというものがきちんと独立していて、マイナポータルがその中に入っているわけではないということが分かって、一番懸念しているのはやはりインターネットで直接J-LISの中に入ってこられるというのは恐ろしかったので、そうではないことが分かったのでよかったです。

ちょっと伺いたいのですが、LGWANという回線、システムというのですか。これは身近な例でいうとルーターみたいな機能を持っているのではないかと思います。これ自体がセキュリティをしっかりと確保するような仕組みであると、こういう理解でよろしいわけですね。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】委員おっしゃるとおりでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】お知らせ・アンケートであるとか自己情報共有であるとか、情報提供等の記録こういった部分について、LGWANを介さずに直接J-LISと専用線で繋がるということを選択した理由は何かあるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】マイナポータルは直接J-LIS内部の専用線であるということ。ですから一度外に出るというわけではなく、内部の専用線であるのご理解いただければと思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】内部ということがちょっと理解できないのです。そうするとマイナポータルはこの前の図と同様に、J-LISの中に含まれていて、例えば同じ建物の中にサーバーがあって、その2つのサーバーが1つの建物の中で専用線で繋がれているという、こういう理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】理解としてはそのとおりなのですが、若干電子申請の部分が入っておりましたので、その部分と切り分けるためにJ-LISと離れたというような状況でございます。仕組みとしてはこのマイナポータルというシステムがあるというようなイメージでお考えいただければ、わざわざ外に向って繋いでいるということではないということで、ご理解いただければと思います。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】この前回の資料16-2の直に繋がるのは太く書いてあって、その後はいろいろな自治体の専用だとか、国等の公的機関の専用だとかいろいろ真ん中にありますけれども、これとは全く関係ない。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】区民と直接繋がっているように見えてしまっているということ。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】そうなのです。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】この表につきまして分かりづらい点があって大変申し訳なかったのですが、この矢印の元というのが、こちらが区民の方から来ているので、区民が直接新宿区の方にアクセスできるのではないかという誤解が見えてしまって申し訳ありませんでした。具体的には区民がマイナポータルにログインをしていただいて、マイナポータルからシステムを通じてアクセスしていくというそういったイメージでございますので、区民が直接区の情報が見られるというわけではなくて、あくまでもこのマイナポータルの仕組みの中で情報が流れていくという、そういったイメージ図として作らせていただいたものなので、この辺ちょっと誤解が生じるような表でございました。大変申し訳ございませんでした。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】それは分かりましたけれども、その真ん中のところに自治体だとか国だとかネットワーク、いろいろ書いてありますよね。この前のお話だと、このマイナポータルと新宿区は直に繋がっているみたいなお話でしたけれども、この真ん中に書いてあるものは全く関係ないけれども書いてあるというだけのことなのですか。

【会 長】この表ですか。

【鍋島委員】そうなのです。ここのところに自治体専用だとか、国等公共機関の専用だとかいろいろ書いてありますよね。だから、それは考えないでいいものをここに書いてあるのですか。

【総合政策部特命担当副参事】そうですね。この表につきましては分かりづらい表でございます。この表を具体化させてもらったのが今回出させていただいた資料16-1-1となります。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】これはもう撤回ですか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】こちらを撤回させていただければと思います。申し訳ございませんでした。ちょっと分かりづらい表で大変申し訳ございませんでした。

【会 長】他に何かご質問。

【伊藤委員】前回から引き続きカードリーダーについてのご質問なのですが、通常こういったポータルサイトはIDとかパスワードとか、加えて今回はカードがという話なのですが、一度ログインするとそのログインした情報を保持したまま、次のページに遷移して処理を行うという流れになると思うのですが、今回カードを挿して返ってこないパターンというのももちろんあると思うのですが、このカードを抜いたときに次のページに行けるのかというところが結構重要だと思っていて、通常はログインしたらもう、この人Aさんなのだということが分かって、何ページもログアウトするまでは行けてしまうのですが、これ毎ページごとにカードは常に置いておかないと次のページに遷移ができないのかどうか、その辺はどうなっているのか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】今、カードを挿しっぱなしではなくて、一度認証したら抜いてしまってもいいのではないかと、次のページに移れるのかどうかというご質問でございます。ここから実際には東京都の電子申請をする際には、また別の画面に行きます。そのときに

また必要になりますので挿しっ放しの状態をご利用いただくという形になります。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そうなる、では、電子申請のページに行って、そこで1つの処理を終えた後に、よく銀行とかだと引き続き処理を振込なのか残高を確認するのか分からないですけれども、続けて処理ができるパターンもあるわけなのですけれども、一度東京都の電子申請のところでログインした情報が保持されたものというのは、これはカードを抜いても次に行ける可能性はあるということでしょうか。この中であれば。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】この中であれば大丈夫です。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そうなる、それこそそのログアウトをちゃんとしてもらうかどうかというところも結構難しいのかなと思ってまして、これはカードを一度挿した後に、挿しっ放しにするというのが、今回銀行とは違って自動的に返ってくるものではないと。これもかなり危ないのではないかなと、私は非常に心配しております。最初に注意喚起をするという話だったのですけれども、これをどう注意喚起するのかというのも、ちょっと紙が置いてあるくらいだったらそんなの見ないですから、普通。僕も隣に置いてあっても気づかないこともやはりあるわけなので、システム上、例えばこの処理が終わった後にアラートが出るとかそのくらいやらないといけないなと思っているのですが。そもそもだって、これマイナポータルの今回の東京都の電子申請の話というのは、区で作っているシステムではないと思うのです。そこまで踏み込んだ処理ができるのかというのがちょっと心配なのですけれども、この辺の対策というのは全般的にどうなっているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】今、国からパソコンとカードリーダーというふうに個人ではなくてパソコンをお持ちでない方、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方、そういった方々でもどこか、例えば区役所に行ったときにできるようにしなくてはいけないという体制で、国の方がパソコンとカードリーダー、こういうものを用意してきたものが自治体に1台、情報システム課の方に用意されてきました。それは非常にコンパクトな形のものでして、これは運用になるのですが、それをどうするのか。例えば据え置き用の形にして置きっ放しにしておくことはしない運用の仕方、要するに必要な申請があったときにお貸しをする。当然そのときにカードリーダーも一緒にお貸しするわけで、限られた場所でご本人がカードを入れて処理をし

てもらって、それを返していただくという作業が必要になってまいります。ですので、カードがそこに入りっ放しであるということについての注意にはなると考えてございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ということは、担当の方が付いた上でパソコンを操作していただくということではなくて、あくまで貸与をしてそこで作業をしてもらってということですかね。そうすると、でもあまり他の人が代わりに操作するという事はないと思うので。これ貸したパソコンは管理しないと、それはそれでまずいのではないですかね。どこかに持って行かれたら困る話で、その辺はやはり人がいないと、もしそういうやり方をするのだったらいけないと思うのですけれども。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】まず、貸し出しする際には、ワイヤーというものも一緒につける形になります。ワイヤーで例えば机の脚とパソコンをくくりつけて盗難されないような形で利用していただくという形になります。それで使い終わったときにはログアウトをしてご返却をいただくと、そのときにはカードを抜き忘れていないか、しっかりログアウトしているか、そういったところを確認をして返却をしてもらおうという運用をさせていただきまして、伊藤委員のご懸念のあったところについては対応をしてみたいと思っております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そういった対応であればかなり安全性が高まると思っております。ちなみに今の対応というのは、これも国から言われた対応ではなくて、区として独自にということなのか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】そうです。その辺の運用については管理をしっかりするようというところの指示しかございませんので、その辺の運用については自治体の方でという形になりますので、新宿区といたしましてその辺は万全を期していきたいと思っております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】これ国の対応もやはりあまりよろしくないなとちょっと私も感じておりまして、できることであれば銀行のようにシステム的に自動的にカードが返ってきたら、これをログアウトするようになっていないと、それはやはりおかしい話だと思うので、今後はそういったシステム上の、これ私はちょっと問題がある部分だと思っているので、そういったところも区から他のところにも情報提供というか、意見を上げていただきたいなと思っておりますので、引

き続きどうぞよろしく願いいたします。

【会 長】では、意見として参考に。他にご質問かご意見。三雲委員。

【三雲委員】今話を聞いて、ある意味驚いたのですが、要するに区役所とか出張所等に置かれる端末というものは、専用の端末ではなくて汎用のパソコンみたいなものと、カードリーダーを組み合わせたものが国の方から渡されていると、こういうことなのでしょうか。

パソコンの機能制限をするというのですかね。この用途に使うということに決めて、ずっとイメージしていたものは、銀行のATMであるとか、コンビニエンスストアにある情報端末みたいなものを国の方は用意して、普及を図っているのではないかとずっと思ってこの話を聞いていたのですけれども、伊藤委員の質問に対する回答を聞いていると、そうではなくて、これは要するにそういう専用の端末を持っていらっしゃらない方が申出をしたときに、その都度カウンターの奥から出してきて、これにカードを挿して、こういうふうに使ってくださいとお願いして、使い終わったら使い終わりましたと言われてまた戻すみたいな、そういう都度ということだと。これだと利用の敷居がちょっと高過ぎるということと、利用できる時間帯というものが非常に限られてくるという点で、このマイナポータルを使った電子申請であるとか、あるいは情報の閲覧であるとか、あるいは利用というものが非常に限られてしまうのではないかと思うのですね。

私は別に、マイナンバーをどんどん普及してほしいと思っている立場ではないのですけれども、国としてやるのであればきちんとした規格を作って、それに則った専用端末みたいなものを作っていくということも、当然セキュリティの問題でもそうでしょうし、利便性の問題でもそうだと思うのですけれども、この辺り他の自治体も含めて自治体側から意見というのは出されているのですか。

【総合政策部特命担当副参事】その辺の意見を出しているという情報は聞いたことがないので、ちょっとその辺は今のところないのかなとは思いますが、その辺が、今、三雲委員のおっしゃった利便性であるとか、伊藤委員のおっしゃったセキュリティの部分というのをちょっと加味しながら、運用については、その辺は利便性とセキュリティ両方ちょっと加味する形で今後検討をいたしまして、出張所、また地域センター、この辺りに配置するときにはその辺を検討して配置をしてみたいと思っております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そういう状況だと、やはり普及には相当壁が高いのではないかなと思いますので、もし普及させたいというおつもりが国の方にもあるのであれば、その辺りは考えていただい

もよろしいのかなと思います。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは前回の補充説明で承認とかということでもないと思いますので、お聞きしておけばよろしいということでもいいですかね。前回一応了承してありますので。

では、以上をもちましてこの件の説明は終了といたします。ご苦労さまでした。

資料26「自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定に係るDV等被害者情報の目的外利用について」です。それではご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】まず最初に、資料が机上配付になってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。後ほど説明いたしますが、7月13日付の国からの通知に基づきまして、この諮問の準備等を行ったということもございまして、資料の送付が遅れたというところがございます。本当に大変申し訳ございませんでした。

それでは、資料26に基づきまして説明させていただきます。

こちらの資料2ページをご覧くださいと思います。まず、事業の目的というところがございますが、区が把握するDV等被害者について自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグを設定いたしまして、行政機関の間で行われる情報提供ネットワークを介した情報連携を行う関係部署で、当該設定情報を共有することによりまして、DV等被害者に係る情報の漏えい、こういったものを防止するというところが目的でございます。

対象者につきましては、DV等被害者という概念となりますが、DV等被害者というのは配偶者からの暴力、ストーカー行為と児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者です。このDV等被害者を対象とするものでございます。

それでは、事業内容の方をご説明させていただきます。まず、なぜDV等被害者に係る情報の漏えいの恐れがあるのか。これにつきましてはマイナポータルの自己情報表示及び情報提供等記録表示機能、こういったものがあるということによるものでございますので、簡単にマイナポータルの情報表示機能の概要と、なぜDV等被害者への対応が必要になるか、まずはこちらをご説明させていただきます。

マイナポータルの機能といたしまして、自己情報表示及び情報提供等記録表示、こういった機能があるところでございます。自己情報表示機能というものにつきましては、区などの行政機関が保有する自分の住民基本台帳や税情報などの特定個人情報を確認することができるというものでございます。

次に、情報提供等記録表示でございますが、例えば児童手当事務において他自治体の税情報

が必要となる場合、番号法に基づいて他自治体に情報照会を行い、税情報を得るところになります。このような情報連携の記録につきまして、当事者本人がその履歴を確認できるというものでございます。

次に資料26-1、こちらのイメージにつきましてご覧いただければと思います。

こちらの情報提供等記録と自己情報表示、こういったものを見るためには、まず区民の方がマイナポータルにID、パスワード等を使いましてログインをしていただく形になります。そしてマイナポータルにおいて自分の情報を見たいところをクリックしていただきますと、新宿区自治体中間サーバーに記録されております税情報などの自己情報を閲覧することができる形になります。例えば年収がいくらで、所得がいくら、そういった情報がマイナポータルの中間サーバーの方に記録されておりますので、そういった情報が閲覧できるものでございます。

なお、こちら閲覧できる情報につきましては、新宿区のシステムで記録されている情報全てが見られるというわけではなくて、あくまでも新宿区自治体中間サーバーにある情報のみ閲覧できると。つまり番号法別表第2に規定されている情報、この情報に限って閲覧できるものでございます。

続きまして、2番の情報提供等記録でございます。マイナポータルから情報提供等記録が見たいというようなことでクリックしていただきますと、こちら情報提供ネットワークに保存されております、例えば新宿区から中野区に何年何月何日に税情報が照会された、こういった情報が記録されておりますので、こういった情報を閲覧できる形のものでございます。

なお、マイナポータルから情報提供等記録、また自己情報表示の記録のシステム的な流れになりますが、専用線を通じた形で繋がっておりますので、この点情報セキュリティは保たれているというところでございます。

次に資料2「DV等被害者への対応の必要性」をご説明させていただきます。先ほどマイナポータルにおきまして、自己情報や情報提供等記録が閲覧できるというところでご説明させていただきましたが、例えばDV等被害者の方というのはいろいろな状況の方がいまして、DV等加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合につきましては、加害者の方がマイナポータルというものをういまして、DV等加害者がDV等被害者の自己情報及び情報提供等記録を直接確認いたしまして、避難先の自治体に係る情報を確認する場合というのが想定されるところでございます。こうしたことを防ぐためには、マイナポータルにおきましてDV等被害者の自己情報を確認できない設定である自動応答不可フラグの設定及び情報提供等記録を確認できない設定である、こちら不開示該当フラグの設定といたしますが、こういった設

定を行う必要があるところがございます。こちらにつきまして、イメージを作らせていただきましたので、資料26-2をご覧くださいいただけます。

例えば、その上段につきましてはDV等被害者がDV等の申出を行っていないという想定でございますが、例えばDV等の申出をしていない場合については、先ほど説明したフラグの設定というものが行われていないこととなります。そういたしますと、例えばDV等加害者が被害者のマイナンバーカードを用いまして、マイナポータルの方から被害者の情報を見ることが可能となってしまうところがございます。一方で、この下の段をご覧くださいいただけますが、自動応答不可フラグ、不開示該当フラグを設定いたしますと、例えばDV等加害者が被害者のマイナポータルを通じまして、自己情報表示や情報提供等記録の表示をしたいとクリックしたといたしましても、情報がマイナポータルに提供されない形になりますので、マイナポータル上でそういった情報を確認することができなくなるといったものでございます。

イメージは以上でございます。いま一度こちら2ページの事業案内にお戻りいただければと思います。

ただいま2の(1)のご説明をさせていただいたところがございますが、続きまして(2)の情報連携における対応というところがございます。現在、他自治体から税情報などの情報照会が来た場合につきまして、DV等被害者の情報であった場合につきましては、この情報の取扱いを注意してくださいといった情報を添えまして、税情報などの情報を提供しているところがございます。

一方、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携におきましては、他自治体から税情報などの情報照会があった場合につきましては、原則として自動的に情報提供が行われることとなってしまうため、そういった取扱注意の情報を他自治体に伝えることができなくなってしまうところがございます。

そこで、情報連携によりDV等被害者に係る情報提供を行う場合には、自動的に情報提供させない設定である自動応答不可フラグの設定を行いまして、1件1件取扱注意の情報を当該他自治体に行った上で情報提供を行う必要があるというところがございます。

なお、下の※印でございますが、先ほど2の(1)のところ自動応答不可フラグの設定、また(2)の方でも自動応答不可フラグの設定という2つ同じ文字が出ているところがございます。こちら自動応答不可フラグの設定というものは、マイナポータルへの自己情報を確認できないようにすること及び情報連携において自動的に情報提供させないようにすることということで、この自動応答不可フラグの設定を立てることによって、この2つのことに効果を及ぼ

すという形になっているところがございます。こちら同じ文字がありますが、このフラグの設定によってこの2つの効果があるというようなところがございますので、補足させていただいたところがございます。

次に、自動提供されないというのはどういうことかについては、資料26-3の方に作らせていただきましたので、こちらをご覧くださいいただければと思っております。

自動提供をされる場合という、こちら上段はそのイメージでございますが、他の自治体が新宿区の税情報などの照会照会を行った場合につきましては、このL G W A N回線等を通じて他自治体中間サーバー、情報提供ネットワークを通じまして、新宿区自治体中間サーバー内にある税情報などの情報、こういったものと他自治体が新宿区のAさんの税情報が欲しいですよといいますと、この中間サーバーにあるAさんの税情報を自動的に他自治体の方に提供するという形になっておりまして、その情報照会があったというものは、新宿区に特にお知らせは届かないものがございますので、自動的にこのような流れで情報提供がされる形になっております。

一方、自動提供されない場合ですね。先ほどお話しした自動応答不可フラグの設定をしたときはどうなるかというところが下の段になりますが、自動応答不可フラグの設定をした場合につきましては、1番ですね。他自治体が生新宿区などの情報照会を行った場合につきましては、自動的に提供はされない形になります。2番になりますが、情報照会があったということにつきましては、新宿区の方にお知らせが届く形になります。お知らせが届く先というのは、例えば税情報であれば所管である税務課にお知らせが届く形になります。そうしますと、新宿区の方につきましては、当然フラグが立っているということですので、この方はDV等の被害にある方だなということがこちらで分かりますので、新宿区につきましては他自治体の方に、この方の情報については取扱注意してくださいというお知らせをさせていただいた上で、地方公共団体情報システム機構宛てに情報を介していいよという形で回答をいたします。新宿区の方がそういった形で回答をしましたら、4番ですね。新宿区の自治体中間サーバー内にある税情報などが、他自治体の方へ提供される形になります。

このように自動応答不可フラグを設定いたしますと、新宿区の手を介さないと他自治体に情報が提供されないという形になりますので、この過程を通じて取扱注意の情報をお伝えできる形になるところでございます。

恐れ入ります、こちらの事業内容の3ページをご覧くださいいただければと思います。3番「国からの通知」というところがございます。最初にお話ししましたが、平成29年7月13日付で内閣官房、総務省の方から連名でDV等被害者に係る基本的な対応として、以下の内容が告知

されたところでございます。先ほどお話ししたフラグの設定ですね。設定の対象者といたしましては、DV等被害者であって、DV等加害者の元から避難先市区町村に避難し、自動応答不可フラグ、不開示フラグの設定を申し出ている者、または申出の有無に係わらず、こういったフラグの設定を要することが明らかな場合、あらかじめ把握している場合も含むというところで、こういった方々については自動応答不可フラグの設定及び不開示該当フラグの設定をしてくださいという形で、国からの通知が来たところでございます。

続きまして4番「区への対応」でございます。こういった国からの通知に基づきまして、区といたしましては以下の対応を行っていきたいと考えているところでございます。(1)区が把握するDV等被害者に対する対応でございます。DV等被害者につきましては、各課で事業に応じまして被害者に対する情報は把握しているところでございますが、各課が把握するDV等被害者に対して自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定を行いたいと考えております。当該フラグの設定については、DV等被害者を把握する課が行うところでございます。

(2)DV等被害者情報の目的外利用でございます。DV等被害者の届出を受けた各課が、DV等被害者に係る自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグを設定いたしまして、関係部署間でDV等被害者の設定情報を共有することによって、DV等被害者の情報がマイナポータルを通じて加害者へ漏えいすることを防止するため、また情報連携により情報を提供する自治体等に取扱注意の情報を伝えるために、こういった各課が把握するDV等被害者の情報についてフラグを設定する、そして情報共有をして対応していくといった意味で目的外利用をさせていただきたいと考えております。

(3)今後の対応につきましては、DV等被害者として区が把握する場合、当該DV等被害者に対してマイナポータルにおける自己情報表示及び情報提供等記録表示についての説明を行いまして、自動応答不可フラグ、不開示該当フラグの設定を申し出る者に対しまして、フラグの設定を行ってまいりたいと思っております。ただし、DV等被害者につきましては、こういった設定を申し出るいとまがないような方もいらっしゃると思いますので、設定を要することが明らかな場合で、こういった説明がなかなか難しいような場合については、まずは申出の有無に係わらず設定を行っていきたいと思っております。

②フラグの設定の解除でございます。既に設定を行った方でも、こういったフラグの設定の解除ですね、必要がないよと申し出る者に対しましては、フラグの設定の解除を行っていきたいと考えているところでございます。

次のページ、別紙をお願いいたします。こちら目的外利用というところで、まず情報の保有

元でございますが、こちら別紙1の方をご覧いただければと思います。保有元の項目といたしまして、5ページの税務課から7ページの学校運営課というところまでございますが、こういった事務においてDV等被害者の情報を把握する、把握している、または把握する可能性があるというところがございます、DV等被害者の情報を業務として把握する可能性のある課、こういったところを保有課として全て挙げさせていただいているところがございます。

続きまして、目的外利用の利用先というところがございますが、8ページ、9ページに利用先を記載させていただいているところがございます。利用先につきましては、情報連携を行う課、こういったところがフラグの情報を使ってDV等被害者の情報を注意喚起など行っていくところがございますので、情報連携を行う課、そして業務につきましてこちら一覧として挙げさせていただいているところがございます。

恐れ入りますが、資料の4、お戻りいただければと思います。最後に目的外利用を行う理由というようなところがございます。ちょっと説明を簡単に割愛させていただきますが、先ほどもお話ししたとおり、DV等被害者の情報につきましては、マイナポータルを通じてDV等加害者に情報が漏れる恐れがあること、また他自治体に対して取扱注意の情報を伝えることができること、こういった必要がございますので、2段落目ですね。「そこで」以下になりますが、「DV等被害者に係る自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグを設定し、DV等被害者の設定情報を共有することで、DV等被害者の情報がマイナポータルを通じて加害者への漏えいを防止するため、また情報を提供する自治体等に取扱注意の情報を伝えるため、各課が把握するDV等被害者情報について」目的外利用させていただきたいと思っているところがございます。

目的外利用を行う情報項目については、氏名、団体内統合宛名番号、DV等被害者であるという情報でございます。記憶媒体につきましては、電磁的媒体、目的外利用の時期、期間につきましては、本案承認日から以降継続というところがございます。

最後に、情報保護の点についてちょっとお話させていただきますが、システムを操作できる職員を実際事務で情報連携が必要な担当職員以外の利用はできないようにすること、またID、パスワード等の確認を取ること、ログインをしたログを管理すること、こういったことにより情報保護対策というものを図ってまいりたいと思っております。また、対象者数につきましては、現在50名ほどというところがございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】 このフラグの設定ですか、自動応答不可フラグの設定、この設定した人のリストというのはどこかに作られるのですか。ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】 リストというものは、今回特に作るということは考えておりま

せん。

【会 長】じゃあ、ぶつかって分かるということになるわけですか。

【総合政策部特命担当副参事】会長のおっしゃるとおりでございます。

【会 長】他に何かご質問かご意見ございますか。川村委員。

【川村委員】マイナンバー導入の際、マイナポータルもそうですけれども、成り済ましの問題ですね。この点、安全性が確保できないじゃないかということでだいぶ質疑といいますか、国会でもやりとりがされました。こういう通知が来るというのは当然だろうとは思いますが、そういう性格からして反対まではしませんけれども、とにかくマイナンバー、マイナポータル、こういったものがあるがゆえの情報が漏れるかもしれないということかと思えます。今回の区の方で把握した方についてはこういう対応でいいかと思うのですけれども、実際DVの被害ということでいうと、警察にまず相談する方も多いかと思えます。当然そこからタイムラグが生じることも懸念するのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】まず、当然区の中にはいろいろな窓口がございます。DV等被害者を把握するというのは、決して1つの窓口ではございませんので、まずどの窓口におきましても素早い対応ができるように、これは全庁的に周知を行ってきているところでございますが、まずは当然マイナンバーカード、このマイナポータルへの対応というものも含めまして、素早く対応をしていくというのが1つ。もう1つはやはりこれは一般的な話になりますが、支援というものは1つの窓口でおさまるものではなくて、様々な窓口が連携して対応できるというところでございますので、そういった連携を図りながら、また素早く対応するところはしてというところで、区として対応していきたいと考えております。

【会 長】はい、川村委員。

【川村委員】区としてはそれでいいと思うのです。それで警察にまずご相談行ったりしますよね。その間、区に情報提供なりご相談、連携するまでの間に情報が漏れることはないのですかという、漏れてしまうのではないのですかという懸念なのですから。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】当然、区の方に相談があった時点で、先ほども言ったように明らかな場合ですね。こういったところで、当然フラグの設定を要する。要するに居場所がマイナポータルでばれてしまうとまずいということが明らかな場合については、当然警察に相談している最中でも、まずは設定をさせていただく、そういったことで素早い対応を取っていき

いと思っております。

【会 長】川村委員。

【川村委員】警察と連携するのを推奨するというわけではないのですけれども、その結局、そういう相談に行っても区にまだ相談がない場合というのが当然あるわけじゃないですか。居場所がこちらに避難していますよということの把握というのは、区として把握していない、また相談窓口に来ていないという場合もありますけれども、そういうときは漏れてしまうのではないですかという、そういう話をしているだけのことで、そういうことにはなってしまうのだろうとは思いますが、根本的にそういう問題がありますねというお話です。

【会 長】結局、フラグの設定は本人の申請に基づくのか、こちらの役所の保有課が設定するのですかね。保有課が自分の判断で設定するのかという問題だと思うのです。言いかえたら責任の問題ですよ。把握している情報を知っていたのに設定しなかった区の責任、それは申請制度になっていますから、申請がなかったから仕方ありませんと断るか、それはどうなっているのですか。

【総合政策部特命担当副参事】国の通知からもあるように原則は説明をして申出が出てからの設定ということになるのですが、やはり設定をしないと明らかなような場合については、まずは区の責任で当然設定をしなくてはいけないということになりますので、その辺については状況に応じまして区の方の責任で設定をしていくところでございます。

【会 長】それが早ければ、川村さんの心配もなくなるだろうけれども、それがもたもたしていればそういう問題が起こるのではないか。だから、それは運用の問題ですからここでどうこうというわけではないのですけれども、要するに申請を待つのか、区がどの範囲の責任でやるのかよくお考えいただきたいということです。

他に質問。はい、三雲委員。

【三雲委員】これはもう既に情報連携については7月18日から試行運用と書いてある。運用を開始されていますね。マイナポータルはいつからでしたか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】マイナポータルについても7月18日からなっていますが、このDV等被害者の情報については現在ちょっと連携をさせない形で対応しておりますので、この審議会の承認、それで試行運用中につきましても、紙での申請もお願いしておりますので、こういった情報連携をしなくても申請対応できるということで、今は情報連携をさせないというような対応をしておりますが、承認をいただいた後、こういった適正な運用を図るこ

とを設定いたしまして、運用を始めていきたいと考えているところでございます。

【会 長】はい、三雲委員。

【三雲委員】試行運用の今の時点では、ここで懸念されているような成り済ましによる閲覧であるとか、あるいは自動的に情報連携がなされてしまって、本来であれば提供すべきではない、あるいは注意喚起しなければならない情報の提供はなされていないと理解してよろしいですね。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】現在は、情報連携させていないので、18日、19日につきましてはマイナポータルで閲覧できることはないのですが、今後は試行運用におきましてもマイナポータルの運用が始まっている、情報提供ネットワークの運用が開始されておりますので、当然中間サーバーの方に情報は提供されているところでございますので、本審議会で承認いただきましたら、その辺の運用というものをしっかり整備させていただいた上で、運用を始めていきたいと考えているところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】本格運用をされる秋以前にも、そういう漏えいであるとか意図しない情報連携がなされるリスクは今既にあるということではないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】委員のおっしゃるとおりでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】フラグの設定となっておりますが、この設定に特にシステム改修等は必要がなくて、情報を入れるだけで済むという理解でよろしいのですね。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】おっしゃるとおりでございます。もう既に今のシステムでフラグを設定するという項目があるところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そういうシステム設計をしている時点で、こういうフラグを用意しているわけなので、必要性というか、こういうシナリオは想定済だったはずですよ。それにも係わらず7月18日に運用が開始される、こういう事業に関してですね。1週間というよりも、もっと手前の時期になって、こういう通知がやってきて、区の方で緊急の対応が必要になってくる、こういう事態というのは、ちょっと個人情報の運用の点もそうですし、マイナンバー制度の運用の点も含めて非常に問題だと思うのです。この点いかがですか。

【会 長】 ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】 こちらのDV等被害者の取扱いにつきましては、そういった懸念があることはございましたので、説明会等を通じましていろいろな自治体から運用を早く決めてくれということで、これはもう意見を出してきたところでございまして、ただ、出てきたのがこの日であったというところがございますので、各自治体といたしましては、やはりこういった懸念があるというのは分かっておりましたので、国に対してそういった形で意見をしてきたところがございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 これ本当に必要なことだと思うので、国が通知を出さなくても区で独自で判断して本当はやってしかるべきことだと思うのです。仕組み上、これ国から言われなければ区の方で勝手に不開示フラグ等とか設定してはいけないのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【総合政策部特命担当副参事】 7月の上旬辺りでなかなか出てこなかったという時点で、実は区の方でも検討を初めまして、当然対応しなくてはいけないということで、いずれにしても通知があってもなくても本日の審議会では諮問させていただく予定で準備はしていたのですが、13日の方に国からの通知が出てきたというところで、大体考えていた内容とほとんど一緒でしたので、そういった対応を国の通知に合わせてやったという形にはなるのですが、区といたしましても当然、検討はしてきたところでございます。

【会 長】 はい、三雲委員。

【三雲委員】 今の回答を伺って安心しました。恐らく今後も同様に連携してはいけない情報とか出てくると思うのですけれども、その辺りはやはり国から言われるのを待たずにしっかり対応を区の方でやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【会 長】 先ほど鍋島さんが手を挙げておられるので、鍋島さんを指名します。

【鍋島委員】 短く。今のことに関連なのです。というのが、私は前も言ったとおり消費者問題は消費者センターですよね。今問題になっているのは認知症の人ですよね。そうするとカードでも何でも忘れてしまうのですよね。ですから、DVと同じように国で……だったら区が率先してそれに応答不可ですか、それでも何でも申出があったら受ける。それから、カードを取られたから止めてというのがあったら、すぐ止める。そうしないとこれはすごく狙っています。ですから、よろしくお願いします。それだけです。

【会 長】 では、ご意見ということでお聞きしたということで。他にどうしてもご質問かご

意見ございますでしょうか。ないようでしたら、緊急性があるようなので採決しますけれども、何か反対のご意見はございますでしょうか。

本件は承認ということで終了いたします。どうもご苦労さまでした。

ちょっと重要な案件だったから時間もかかりましたけれども、これをもちまして本日の諮問事項及び報告事項は全て終了いたしまして、審議は終了いたします。

何か事務局の方で連絡事項があれば、どうぞお願いします。

【区政情報課長】先ほど、障害者福祉課の施設入所の情報と照らし合わせて手当の件数について追加で。施設入所による過払いについては、28年度については5件で62万円ということ。その他の過払いも合わせますと10件なのですけれども、施設入所に係わる過払いについては5件、62万円という報告がございました。追加で報告させていただきます。

それから、次回の審議会の日程についてでございます。次回、9月5日火曜日午後2時から予定してございます。場所については同じ第三委員会室でございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【会 長】どうも本日は長時間延長いたしまして、まことに恐縮でした。どうもご協力ありがとうございました。これをもちまして全て本日の審議は終了いたします。

ご苦労さまです。

午後4時25分閉会